

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○井林委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。根本幸典君。

○根本（幸）委員 おはようございます。自民党の根本幸典です。

今日は、質問の機会をいただいたことに、まず感謝を申し上げたいと思います。

それでは、早速質疑の方に入りたいというふうに思います。私は、立憲民主党提出の所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、立憲民主党がまとめられた令和七年度当初予算に対する修正案を見ますと、御提案された政策実現のための財源確保策として、予算、基金の見直しで約三・八兆円を確保するとされております。

そこで、お尋ねをいたします。

立憲民主党の予算修正案は、恒久的な歳出増二・三兆円と減税一・五兆円、計三・八兆円に対し基金の返納などのワンショットの財源で賄う案となつており、安定財源の確保の視点が欠けると

考えております。三・八兆円の安定財源をどのように確保するのか、提案者の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○大西（健）委員 おはようございます。根本委員の御質問にお答えをしたいと思います。

根本委員御指摘のとおり、我々の示した修正案の財源はワンショットでありますから、令和八年度以降については、恒久財源を手当てる必要があると考えております。恒久財源としては、まさにこの税法の修正案の検討条項に掲げている項目について具体化を図ることにより、必要な財源を確保していきたいと考えております。

具体的には、金融所得課税について、当面は分離課税を累進化し、将来的には総合課税へ移行することや、貸上げ促進税制のように効果が乏しいと思われる租税特別措置の廃止、法人課税を見直し、所得の高い法人に対して所得に見合う負担を求める等の方法を恒久財源確保の案として考えております。

なおですがれども、今、予算委員会の審議も大詰めを迎えておりますけれども、自民、公明のいわゆる百六十万の壁案に必要な財源が一兆二千億円、それから、日本維新の会との間で合意した高校無償化には五千億円程度、来年度から一千億円程度の追加負担が必要になると伺っておりますけれども、与党におかれてもその恒久財源は示されているとは承知をしておりません。

また、報道ベースでありますけれども、我々が三・八兆円の予算修正で示した歳出削減等のワンショットの財源を活用される予定であるというよ

うなことも聞いておりますので、お互にしっかりと恒久財源については考えてまいりたいと思います。

○根本（幸）委員 続きまして、立憲民主党が提出された修正案で、防衛の財源確保措置のための税制措置の規定を削除するとしております。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、我が国自身の防衛力を抜本的に強化することは待ったなしの課題であるというふうに考えております。先般の日米共同声明では、現行の国家防衛戦略に基づき、日本の防衛力の抜本的強化への搖るぎないコミットメントを表明したところであります。ここで税制措置を削除し、安定財源の確保に向けた姿勢が揺らぐようなことがあれば、国際的コメントメントや日本の防衛力に対する国際的信認に傷がつくことにもなりかねません。

厳しさが増す国際環境の中で、どのように防衛力を強化し、必要となる防衛財源を確保するのか、提案者の御見解をお伺いをしたいというふうに思っています。

○大西（健）委員 根本委員から、防衛力強化とその財源について御質問いただきました。

度々申し上げておりますけれども、現下の厳しさを増す国際環境に対して我が国の防衛力強化が必要であることについては、我々も認識を一にしております。

我が党は、二〇二二年の十二月二十日に、外交・安全保障戦略の方向性と題する文書を取りまとめ、公表させていただきましたが、その中でも明示的に、防衛力強化の必要性を主張しております。

また、当該文書の中では、具体的な防衛力強化策として、ミサイル防空能力の強化、自衛隊の継戦能力強化等を挙げております。したがつて、我々としても、必要な金額を積み上げた結果としての防衛費増を否定するものではありません。

しかし、現状は、そもそも、前提となる総額四十三兆円規模の巨額の防衛費自体が数字ありきで、まさにどのように防衛力を強化すべきなのか、詳細な積み上げについて十分な説明がなされているとは思っておりません。そのため、国民からすれば、なぜ必要なのか分からぬままに負担を求められる状況となつていています。

我々としては、こうした理由から防衛増税に反対しているわけでありますので、財源の議論の大前提として、必要な防衛力の詳細について議論ができるよう政府・与党にも御協力をお願いしているところであります。

○根本（幸）委員 続きまして、今度は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止についてお伺いをしたいというふうに思います。揮発油税等の当分の間税率は、旧民主党政権の平成二十二年度税制改正において、非常に厳しい財政事情を、地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き税率水準を維持することとされたという経緯があります。こうした経緯や道路やインフラの老朽化、維持管理などの費用を見通し、我が国の財政状況を踏まえれば、将来に安定的な財源を確保することが大前提と考えています。

御党の提案では、当分の間税率廃止による減収分を基金の見直しなど単年度の財源で賄うことと

されていますが、道路のインフラの老朽化、維持管理などに必要な費用も見据え、来年度以降、どのように財源確保を行うのか、具体的にお答えをください。

また、地球温暖化対策の観点からは、欧洲各國では、一九九〇年前後からガソリン等に係る税率を大幅に引き上げています。物価に苦しむ国民のことを考えれば、歐州諸国のような増税は考えられませんが、一方で、当分の間税率を廃止して価格を引き下げることは、こうした動きに逆行することとなるのではないかでしようか。提案者の御見解を求めます。

○大西（健）委員 根本委員から二つ御質問いたしました。一つは、道路のインフラの老朽化、維持管理などに必要な財源をどのように賄っていくのかということ、それからもう一つは、ガソリン暫定税率の廃止と地球温暖化対策との関係について御質問いただきました。

まず、道路インフラ老朽化の維持管理に必要な財源でありますけれども、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、我々も、令和八年度以降については、ワンショットの財源だけではなくて恒久財源の手当てを考えていく必要があると考えており、具体的には、この税法修正案の検討項目で掲げている、応能負担を求める税制改正や、不合理的な税制の見直し等に取り組むことによって必要な財源を確保していきたいと考えております。

なお、委員が御指摘をされたように、埼玉県八潮市の道路陥没事故の例を挙げるまでもなく、高度成長期に整備され、老朽化が進んだインフラの

維持管理の費用、これをしっかりと確保していくことは大変重要なことだというふうに考えております。

しかし、委員、誤解があると思われますのは、

揮発油税及び地方揮発油税は、道路特定財源ではなくて、既に一般財源化されておりますので、財源につきましては、既に申し上げました税制改正を実行することに加えて、徹底した歳出改革により不効率な予算を真に必要な予算に振り向けるなど、予算全体の中で考えていくべきだと認識しております。

なお、昨年十二月十一日には、御党と公明党、

国民民主党の幹事長間で合意がなされ、ガソリン暫定税率については廃止をすることが確認をされていると承知をしておりますけれども、したがって、御指摘をいただいた御懸念については、これは、御党も含めて全体でこの財源について責任を持つて対応していくなければならない問題だとうふうに考えております。

地球温暖化対策との関係でありますけれども、現在、根本委員も御指摘のとおり、物価高に苦しむ国民生活を考えれば、これ以上国民に負担をお願いするというのはなかなか難しいのではないかと思っております。

また、現在、自動車産業は百年に一度と言われる大変革期を迎えておりますけれども、政府は、エネルギー基本計画において、二〇三五年までに乗用車の新車販売を全てEV化するということにしておりますけれども、EV化が進展すれば、今後、ガソリン販売量は先細りをして、揮発油税等

の税収も大幅に落ち込むことが将来的には予想されます。

大綱では、自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、二〇五〇年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものでなければならぬとしております。次のエコカー減税の期限到来時、つまりは二〇二五年の末でありますけれども、それまでに検討を進めるとしております。私は、委員御指摘の地球温暖化対策の観点も含めて、自動車関係諸税については、当分の間税率廃止にとどまらない、簡素化、ユーザー負担の軽減に向けた抜本改革が必要と考えております。

ガソリン暫定税率を廃止するという立場であると承知しておりますので、その点については一緒に考えさせていただきたいと思います。

(根本幸) 委員 ありがとうございました。
大西先生の方から、当分の間税率に関するところは、
含めて、特定財源ではない、そのことを私は誤解
しているということをおっしゃっていましたが、
決してそうではなくて、言い方としては、捉えと
いうことで、全体の数字の中でこの分も入ってい
る、こういう認識で質問をしておりますので、決
して誤解をしているわけではないということは私の
方から申し上げたいと思いますし。

また、大西先生と私のところは、来月、道路が全線開通、二十三号バイパス、するわけでありまして、そういう意味では、きつちりと道路、イン

フラ整備をしていくということはやはり重要なことだとというふうに思っていますので、そういう意味では、この辺りの安定財源、しつかり確保していくという意味では、私は極めて重要な案件だというふうに思っていますので、その辺りは申し述べさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、先ほどまた大西先生からありました、検討条項、これが安定財源につながっていくんだ、こういう御答弁がありましたので、この検討条項に関してお伺いをさせていただきたいといふうに思います。

提出された修正案では、検討項目として七点が挙げられており、令和八年からの適用可能とされておりますが、まず、こうした検討条項を提案している御趣旨をお伺いをいたします。

先ほど申し上げましたように、予算修正案で提示されている財源確保策は安定財源の視点に欠けると考えておりますが、これらの検討条項の見直しによって安定財源が確保される、こういう趣旨を改めて聞きたいというふうに思います。

○階委員 御質問いただき、ありがとうございます。

今、根本委員から御指摘ありましたとおり、また、大西委員からも先ほど答弁ありましたとおり、我々が今回の予算の修正案で掲げている政策項目を実現する上で、必要な恒久財源を確保するという目的も一つあります。ただ、それだけにどまるる修正案ではないということも申し上げたいと思

私どもの税法の修正案は、税への納得と信頼を

取り戻し、能力に見合った負担をという基本的な考え方に基づくものです。七つの検討条項については、その中の能力に見合った負担という部分に対応するものであります。

現在の日本の状況を勘案すれば、社会の格差や分断を防ぎつつ、財政の持続可能性を確保する必要性があることは誰しも認めるところかと思います。そのために、個々人あるいは個々の企業、団体、それぞれの負担能力に応じ、負担能力の乏しい方には税を軽減し、負担能力が認められる方はそれに見合った御負担をいただく必要があると考えます。こうした観点から、我が党として、現時点で特に必要性が高いと判断した七つの項目を取り上げた次第です。

なお、新たな税負担を求めるに当たっては、税制度への納得と信頼を取り戻すことが先決です。そこで、広く国民の納得が得られない防衛増税や先ほどの暫定税率、これは取りやめることとします。さらに、裏金問題で失われた税制度への信頼を取り戻すため、租特による減税の適用上位先の公表、並びに、納税者に適正手続を保障するための納税者権利憲章の制定を行いたいと考えております。まずはこれらのことを行つた上で、七つの検討事項について、実務上支障が生じないような制度の詳細を詰めて、そして、令和八年度の税制改正法において必要な措置を取ることと考

○根本（幸）委員 それでは、検討条項のうち、まず、①の金融所得課税について具体的にお伺い

をしていきたいというふうに思います。

御提案の金融所得課税の累進化や将来的な総合課税化については、一定以上の高額所得を有する者に実効税率が低位である問題、いわゆる一億円の壁の問題への対応として、課税の公平性を確保する観点から御提案いたいでいます。いわゆる一億円の壁の問題への対応や課税の公平性の確保が必要という点については問題意識を共有しており、今年から極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置を適用することとし、一部の高所得者については申告と追加的な税負担をお願いすることとしています。

一方で、足下では物価上昇が続いている、こうしたインフレの下では預貯金は資産価値が目減りしていく。このため、国民の資産形成の観点からは、貯蓄から投資への流れを一層加速させることが重要であり、一般的の投資家が投資をしやすい環境を整備することが何より重要なというふうに考えております。

現在は、金融所得については分離課税と一律二〇%の税率としているため、所得の合計額の計算をせずとも税率が確定するため、納税者の選択により、証券会社による源泉徴収で納税が完了し、確定申告しないでも済むという簡便な制度の利用が可能となっております。

こうした中で、もし御提案のような金融所得課税の累進課税化を導入するためには、納税者の金融所得の合計額を一人一人確認することが必要となりますが、どのように実現するというふうにお考えなのか。仮に、米国や英国の金融所得に累進

課税を導入している国のように、金融所得がある方全員に確定申告を義務づけるというのであれば、これは相当な事務負担になり、貯蓄から投資への流れに水を差してしまうのではないかと懸念をします。提案者のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○階委員 御質問ありがとうございます。

先日の当委員会でも議論されたことかと思います。確かに、累進税を導入することによって、その累進税が導入された方々については申告納税が必要となってくるという問題が生じるかと思います。

ただ、そもそもこれは何のためにやるかといいますと、まさに委員の御指摘の一億円の壁を解決するためにやるわけですから、中間層の資産形成を阻害する意図は毛頭ありません。したがって、一億円の壁を是正するのに必要な高所得者の方々の部分について金融所得課税を累進化していくということですから、申告納税の義務が発生するのも、おのずから高所得者的人に限られてくるということになります。

この点、現在でも、相続税においては基礎控除額以下であれば申告が不要となつておりますし、一定の所得額以下の場合は、これからも累進課税を導入したとしても申告納税は不要だというふうふうに思っています。

賃上げ促進税制は、最新の適用実績では、適用件数は大企業が五千三百件、中小企業が約二十五万件、適用額は、大企業が約三千三百億円、中小企業が約三千九百億円となつております。昨年の賃上げ率は三十三年ぶりの高水準となる五・三%になつた一方で、賃上げ率には企業規模、業種、

金利子についても分離課税、一律二〇%の税率としており、源泉徴収で完結する仕組みとなつております。この預金利子についても累進課税を導入するおつもりなのでしょうか。仮に導入する場合、高齢者を含め相当な事務負担になると思います。逆に、他の金融所得には累進課税を導入する一方で預金利子だけ一律二〇%を維持する場合は、高所得者に預貯金を推奨することになりかねません。預金利子についても累進課税を導入するつもりなのか、提案者のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○階委員 金融所得の中には預金利子も含まれるという認識ですので、当然 累進課税の対象となる方については累進課税が課されるということになります。ただ、事務が煩雑になるかという点については、先ほど答弁したとおりでありますて、あくまでも一定の所得以上の方々に累進税を導入しますので、御高齢の方々、大抵はそれほどの金融所得がない方だと思いますので、そうした方々について新たに事務負担が発生するということはないと考えております。

○根本（幸）委員 続きまして、④のいわゆる賃上げ促進税制についてお伺いをしたいといふふうに思っています。

賃上げ促進税制は、最新の適用実績では、適用件数は大企業が五千三百件、中小企業が約二十五万件、適用額は、大企業が約三千三百億円、中小企業が約三千九百億円となつております。昨年の賃上げ率は三十三年ぶりの高水準となる五・三%

地域でばらつきがあるのも実態であります。

賃上げ促進税制の廃止で財源を捻出するとのことですが、現行制度では大企業向け、中堅企業向け、中小企業向けと利用者ごとに制度を設けられておりますが、そのいずれをも廃止する、このようにお考えでしようか。お伺いします。

○階委員 特に企業規模によって差を設けることは考えておりませんので、大企業に限らず、中小企業、中堅企業含めて廃止ということを考えております。

○根本（幸）委員 特に中小企業においてはどういうふうに賃上げをしていくのか。まさに賃上げ税制が後ろからしつかり押すことによって中小企業の賃上げを進めることができるというふうに思いますが、全企業ということになるとなかなか、これから賃上げを進めるという意味では大変厳しいのではないかなどというふうに思います。

それでは、続いて、⑤として、教育に関する経済的負担の軽減に関する施策に充てるため、所得の高い法人にその所得に見合う税負担を求めるとされておりますが、法人の税負担をどのように見直し、それによってどの程度の財源を確保される見込みででしょうか。具体的なお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○階委員 その前に、ちょっと先ほどの答弁、委員からの御指摘もありましたので、中小企業の賃上げにマイナスではないかというお話もありましたので、そことに補足させてください。

まず、賃上げ促進税制、中小企業含めて、委員も御指摘のとおり、七千億以上減税が生じている

わけですね。そのコストに見合うだけの賃上げ促進効果があるのかどうかということを問題にしているわけですが、賃上げ促進税制の恩恵を受けるのは、収益力が高くて法人税をたくさん納めているような企業です。そのような企業は、このような制度がなくても、昨今の人手不足とか物価高の背景の下で人材確保のために自ら賃上げを進めることはできるというふうに考えています。また、そうせざるを得ないというふうにも思つております。

ちなみに、二十六日、予算委員会で、同僚の井坂議員が東京商工リサーチのアンケート結果を取り上げていたんですが、賃上げを予定している企業の理由としては、社員が辞めるのを防ぐためといふのが七八%、物価高への対応が七二%、新規採用をうまくやるために五〇%であるのに対し、税の優遇措置があることを理由に挙げたのは五%弱だったということになります。それにかかる七千億以上の減税をここにすることというのは、余りコストパフォーマンスとしてよくないのではないかと思つております。

特に中小企業におきましては、赤字企業は七割と言わせておりまして、この七割の企業にとつては減税というのは意味がないわけですね。そもそも法人税を納めていないわけですから。むしろ、こうした収益力が総体的に低くて、赤字企業など法人税を納められない企業にとっては、賃上げ促進税制よりも、我々は正社員を雇用した場合に社会保険料負担を軽減するというやり方でもつて正規社員を増やして、生産性を高め、賃金を上

げやすくするという方法の方が合理的であり、それに要する費用は年間二百六十億と試算しておりますけれども、はるかにコストパフォーマンスが高いというふうに考えております。

以上補足させていただいた上で、法人税の負担、これをどのように見直していくのかということなんです。

これは、防衛特別法人税を削除ということを先ほど大西委員からの方も議論させていただきまして、大体七千七百十億円、平年度で財源が不要になつてくるというふうに言われております。この同額程度を同じようなスキームで法人の皆さんに御負担いただくということなどをすれば、子供たちの教育に資する部分に財源が確保できる。我が党の予算の修正案では、教育関係では合計で八千六百億円ぐらい計上しておりますけれども、この部分に大半この防衛特別法人税の部分を同じスキームで充てることによつて、賄い得るのではないかというふうに考えております。

以上です。

○根本（幸）委員 それでは、最後に、⑦の相続税、贈与税の累進化強化についてお伺いをしたいというふうに思います。

経済のストック化が進む中で、資産再分配の重要性はますます高まっており、税制改正において基礎控除の引下げや最高税率の引上げを通じて相続税、贈与税の機能を高めてきた結果、死亡者に占める課税件数割合は、最新の実績で九・九%と、十件中一件が相続税に関わるという身近な税金へ

と変化しております。

こうした中で、給付行政において資産状況が現状、考慮されにくいという難点を埋めるための相続税、贈与税の累進性強化という御党の御提案であります。ですが、具体的にどのような層の方々にどのような方法で累進性を強化すべきと考えておられるのか、御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○階委員 お答えいたします。

今委員がお示しになつたとおり、相続税制については、平成二十五年度ですか、改正されまして、以来、相続税をお支払いになる方の割合は約倍ぐらいになつていてのことなんですが、一方で、負担割合といいまして、毎年の納付税額を合計課税価格で割つたものというデータがあるんですね。要は、相続財産の担税力といいますか、それに比して納付税額がどれくらいになつてているかという数値も、私の手元にこれは調査室のデータとしてあるんですが、これがそれほど変わつていないということなんですね。

どういうことかといいますと、負担する人は増えているんだけれども、その人たちが納める税額についてはそれほど増えていないということですから、やはり、多くの相続財産を相続した方については、もつと負担を増やしてもいいのではないかということふうに考えております。

先般、水沼委員の御質問に対して、仮に、相続税率、今八段階ありますけれども、それをそれぞれ五%ポイントずつ引き上げた場合は、相続税、贈与税合わせて七千億ぐらい増収になるというよ

うな政府答弁がありました。

この五%ずつ引き上げるということは、これは現在の相続税率を一律、パラレルに引き上げるとということなので、累進性の強化ということではないと思うんですが、我々としましては、先ほど言つた応能負担という観点から、低い税率の方々についてはそれほど上げる必要はないと思っておりますが、より高い税率の方々、過去には最高税率七〇%という時代もありましたが、今は五五%だつたと思います。そうしたところを見直していくことによって、七千億になるのかあるいはそれを上回るのか、その辺りはこれからよく検討した上で、累進性強化のための相続税の見直しということをやつていきたいと思っております。

○根本（幸）委員 時間が参りましたが、様々な点について御答弁をいたしましたが、立憲民主党提出の修正案は、防衛力強化に係る財源確保のための租税措置に係る規定の削除や、当分の間税率の廃止など、現下の国や地方の財政上極めて重要な財政確保措置を停止又は廃止する一方で、検討項目はいずれも具体的な内容を伴わず、その検討は十分ではないと受け止めております。多くの問題があると申し上げ、私の質疑を終わらせていただきます。